

令和 7(2025)年 6 月 19 日

教 派 神 道 連 合 会 御 中
公益財団法人全日本仏教会 御中
日 本 キ リ ス ト 教 連 合 会 御 中
宗 教 法 人 神 社 本 庁 御 中
公益財団法人新日本宗教団体連合会 御中

公益財団法人 日本宗教連盟

(文化庁宗務課周知依頼)
**宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与対策
広報用リーフレットについて**

令和3年8月にマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作りを行うための多国間枠組みである「金融活動作業部会(Financial Action Task Force。以下「FATF(ファトフ)」という。)」が公表した第4次 FATF 対日審査報告書において、宗教法人を含む日本の非営利団体が、知らず知らずのうちにテロ資金供与に巻き込まれる可能性があるとの指摘がなされました。

当該指摘を踏まえて、文化庁では、これまでも「宗教法人のための運営ガイドブック」や宗教法人実務研修会において、いわゆる不活動宗教法人の放置や宗教法人の売買に類似した取引によって、宗教法人格が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されるおそれがあるとして、注意喚起を行っています。

今般、財務省は、宗教法人を含む日本の非営利団体に向けて、テロ資金供与対策を呼びかける広報用リーフレットを新たに作成したことから、文化庁宗務課は、各文部科学大臣所轄宗教法人に対して、別紙「宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与対策広報用リーフレットについて(周知)」(文化庁宗務課発信、令和7年6月16日 事務連絡)を発信しています。

宗教法人には、当該リーフレットの記載内容について十分御了知いただくとともに、宗教法人格の悪用の不安や疑いがある場合は、早めに所轄庁や警察に御相談いただきますよう、5団体各位には、広報の折などに関係各位へ周知いただくなど、それぞれにおいてご対応くださるようお願い申し上げます。

- 「宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与対策広報用リーフレットについて(周知)」(文化庁宗務課発信、令和7年6月16日 事務連絡)
- 「非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット」(財務省作成) 別紙
- <参考>宗教活動の継続が困難となった場合には(文化庁ホームページ)
(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>)



本件について、ご相談やご不明な点がございましたら、文化庁の担当係にお問い合わせください。

文化庁宗務課法規係 電話: 03-5253-4111(内線 2854) E-mail: syuumu@mext.go.jp